特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	国民健康保険税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横瀬町は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選 定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全 を期している。

評価実施機関名

横瀬町長

公表日

令和6年7月4日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 国民健康保険税の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル	名
所得・資産情報ファイル	

所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一の16の項 並びに内閣府・総務省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	(選択肢)(選択肢)(実施する)(実施しない)(3)未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の27の項 並びに内閣府・総務省令第20条 情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の1の項 並びに内閣府・総務省令第1条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務会計課
②所属長の役職名	税務会計課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地	雷話:0494-25-0111(代表)
ロ月 クトノし	小いりカロへ	河上 木 (人人 (印) 英 (成 町) 八 丁 (英 (成 下) 丁 (田) 10	电面:0707 20 0111(1032)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	税務会計課	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地	電話:0494-25-0113

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人;	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和]6年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	項目評価施機関に		,重点項目]評価書又(<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 ま全項目評価書におい	書及び書及び	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ŧネットワークシス·	テムを通	じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱い	の委託				[]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や	情報提供ネットワー	ークシステ	ムを通じた	:提供を除く。)	[]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムと	≃の接続		[]:	接続しない(入手)	[]	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され	_	
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	E [] :	外部監査	<u></u>
9. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って		いる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点		
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点		
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点		
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点		